介護保険制度のしくみ

なお、第1章介護保険情報の内容に ついては、令和7年8月現在の情報 であり、令和7年9月以降、制度改 正等により、内容が変更となる可能 性があります。

介護保険は、鎌倉市が運営主体となり、40歳以上の人が加入します。 加入者は保険料を納め、要介護認定を受けてから介護サービスを利用する制度です。

鎌倉市(保険者)

- ●介護保険制度を運営し、介護サービスを整備します
- ●保険料を徴収し、保険証を交付します
- ●要介護認定を行います



保険証の交付 要介護認定

介護を社会で 支え合っています

保険料の納付 要介護認定の申請



- ■保険料を納めます
- サービスを利用するための 要介護認定申請をします
- ●サービスを利用して利用者 負担を支払います

利用者負担 (1~3割)の支払い

介護サービスの提供

介護報酬(9~7割) の支払い



サービス事業者

- ●指定を受けた社会福祉法人、 医療法人、民間企業、非営 利組織など
- ●在宅サービス/ 施設サービスを提供します

マップ①B-3

地域で支える安心な老後を目指して

NPO法人 湘南鎌倉 後見センターやすらぎ

後見相談を随時お受けしています **20467-23-9515**

●●● 多彩な市民ボランティアが、多様な後見二一ズにお応えします。●●

●土日祝日を除く 10:00~16:00 ●要電話予約

鎌倉市由比ガ浜 2-4-39 福祉ビル 203 号 やすらぎホームページ→ 回記・



◆老後に不安を感じたら・・・ 「後見委任契約」であなたを支えます。

- ●ご本人の暮らしや健康を見守ります。
- ●日常的な金銭管理を代行します。
- ●施設入所等の保証人に就任します。
- ●医療行為の希望を医療機関に伝えます。
- ●死後の事務処理を代行します。
- 遺骨は当法人の永代供養墓に納骨できます。
- 後見メニューはご希望に基づき話し合います。
- ■認知症などのご親族の方・・・・

「成年後見制度」で支援します。

鎌倉市にお住まいの40歳以上の皆さんは、介護保険の加入者(被保険者)です。年齢によって、加入のし かたは2種類に分かれ、介護サービスを利用できる条件も異なります。

65歳以上の人は 『第1号被保険者』

介護サービスを利用できるのは



介護が必要であると認定された人

(どんな病気やけががもとで介護が 必要になったかは問われません)

40歳から64歳の人は 『第2号被保険者』

介護サービスを利用できるのは



加齢が原因とされる病気(特定疾病)

により介護が必要であると認定された人

(特定疾病であっても加齢以外が原因とな る場合 (例:転倒による脳血管疾患など) や、特定疾病以外(例:交通事故など)が 原因で介護が必要となった場合は、介護保 険の対象にはなりません。)

加齢が原因とされる病気(特定疾病)

①がん

(医師が一般に認められている医学的知見に 基づき回復の見込みがない状態に至った と判断したものに限る。)

- 2関節リウマチ
- 3 筋萎縮性側索硬化症(ALS)
- △後縦靱帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症(アルツハイマー病・血 管性認知症・レビー小体認知症等)
- ②進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症 及びパーキンソン病(パーキンソン病関連疾患)

- 8 脊髓小脳変性症
- ②脊柱管狭窄症
- 10早老症
- **①**多系統萎縮症
- ⑩糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び 糖尿病性網膜症
- BIND管疾患
- 11 閉塞性動脈硬化症
- (1)慢性閉塞性肺疾患(肺気腫・慢性気管支炎等)
- ⑩両側の膝関節または股関節に著しい 変形を伴う変形性関節症

和菓子·甘味喫茶

一級和菓子職人が作る餡の醍醐味

日月堂

令和元年に、創業90周年を迎えました。

相州伝統会とのでき、可麻みの場合を定えませた。 相州伝統会とらやき、可麻み良最中、全国230ヶ所に出荷しています。 鎌倉本店では、甘味喫茶もございます。 地元、イトーヨーカドー大船店銘店コーナーにて21:00まで販売。

- ■鎌倉市山ノ内133-11
- ■TEL:0467-22-8580
- ■営業時間/9:00~16:00 ■定休日/不定休
- ■URL:https://www.casen.co.jp/ ■和菓子製造販売・甘味喫茶
 - P あり(3台)

優しさと勇気、そしてゆとりと友愛の心を持って、いつまでも人々を支えていきたい



ひとりひとりを大切にし、 人々の幸せを願い、 地域密着型医療・介護で 社会貢献を目指します。

** ** **

メティカルゆラ訪問マッサージ事業所 メティカルゆラ居宅支援事業所/ちゅらのて

☎ 0467-33-5668 FAX 0467-33-5667





介護保険制度のしくみ

るには

サービスを利用するには

1 相談

介護や支援が必要になったと思ったら、市の介護保険担当窓口やお住まいの地区 を担当する地域包括支援センターに相談します。

要介護認定の申請

⇒認定について ■問い合わせ先 介護保険課 ☎61-3947

介護保険のサービスの利用を希望するときは、市の介護保険担当窓口で要介護認 定の申請をします。

本人以外にも、家族や次の方でも代理で申請ができます。

- ●成年後見人
- ●地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者 介護保険施設の職員 など



訪問調查/主治医意見書

市の調査員または市から委託を受けた事業所の調査員が訪問し、心身の状況につ いて本人や家族から聞き取り等の調査を行います。

主治医意見書

本人から申し出を受けた主治医に市から意見書の作成を依頼します。(この意見書 を書いていただくためには、1~2か月以内に受診していることが望ましいため、 普段からかかりつけ医を持つことをおすすめします。)

2-2 基本チェックリストの実施

生活機能の状態を調べる「基本チェックリスト」を市の 介護保険担当窓口や担当の地域包括支援センターで実施 します。

該当 (事業対象者)

非該当

塗装工事·防水工事

MAP3図 D-4

地域密着・安心の完全自社施工

■株式会社 高一

-級塗装技能士2名在籍、年間150棟以上の実績あり。 地元鎌倉市で13年間やっています。

- お家の塗り替えをお考えでしたらまず無料見積りから 「フリーダイヤル0120-805-115」
- ■本社: 鎌倉市城廻283-62 横浜営業所:横浜市戸塚区影取町12-3 ■TEL:045-719-0802 ■FAX:045-719-0803

- ■営業時間/9:00~18:00 ■定休日/土曜、日曜、祝日 ■URL:http://t-takaichi.jp/ ■E-mail:info@t-takaichi.com 神奈川県知事許可第082165 (般-2) 塗装工事業 (般-3) 防水工事業

□(社)八寿会 みどりの園鎌倉

ご相談や施設のご見学などお気軽にご連絡ください



地域包括支援センター © 0467-62-0666

訪問介護事業所 © 0467-33-3913

ぐるんぱ 放課後等デイサービス・児童発達支援 © 0467-33-3915

鎌倉市常盤165-8 (MAP⑩図E-4) 深沢小学校バス停前

介護認定審査会で判定

訪問調査の結果と主治医意見書をもとに一次 判定を行います。一次判定結果を参考に、介 護認定審査会で介護度を判定します。

介護認定審査会は、市が条例に基づいて設置する機関で、 医療、保健、福祉の専門家で構成されています。

認定結果に対する不服申立て

介護保険法では認定結果に対する不服 があるときは、3か月以内に神奈川県 介護保険審査会へ申し立てることに なっていますが、通知された認定結果 に疑問がある場合には、介護保険課 **☎61-3947**にご相談ください。

判定結果を通知

判定結果は、市が申請を受けてから原則30日以内に通知します(ただし、申請件数の増加に伴 い、30日以内に通知ができない場合があります)。

非該当

要支援1・2

要介護1~5

総合事業サービス (介護予防・生活支援サービス事業)

介護予防のための訪問型 サービスや通所型サービ スを利用できます。

事業対象者 の人も利用で きます。

▶地域包括支援センター

(4ページ) サービスの内容・料金

(21ページ)

介護予防サービス (予防給付)

生活機能が改善される可 能性が高い人などが受け る介護予防サービスを利 用できます。

▶地域包括支援センター (4ページ) サービスの内容・料金

めの様々な介護サービス を利用できます。

(17、18ページ)

▶居宅介護支援事業所 サービスの内容・料金

介護サービス (介護給付)

日常生活に介助を必要と

する度合いの高い人で、

生活維持・改善を図るた

(16、17ページ)

▶14ページへ

総合事業サービス(一般介護予防事業)

■問い合わせ先 市民健康課保健活動担当兼介護保険課 ☎61-3977

概ね65歳以上のすべての人を対象とした、一般介護予防事業を利用できます。 サービスの内容 (**20**ページ) ▶地域包括支援センター (**4**ページ)

※介護予防教室の内容については9ページ「講座・教室に通ってみる!!」をご参照ください。

〒248-0021 鎌倉市坂ノ下18番18号 TEL & FAX 0467-22-0513 営業時間/9:00~18:00 定休日/水曜日・第3火曜日



私たちは、ナラティブ(物語)ホーム&ケアという視点で、入居 者お一人ひとりの人生物語を大切にし、語り、話し、寄り添い、 関わっていくことを大切にし、嬉しいケアで、こころとからだを 元気にしたいと考えています。

■鎌倉市材木座5-4-11 江ノ電「和田塚駅」徒歩10分

TEL:0467-61-3939 URL:http://www.familiar-kamakura.jp/

特定施設入居者生活介護/介護予防(神奈川県指定1472103165) 土地・建物の権利形態:賃借、入居一時金なし

P あり

13

第1章 **KAMAKURA** 介護保険情報

保険証の交付





地域包括支援センター(介護予防支援事業所)(4ページ) に連絡をします。 職員と相談し、利用する介護予防サービスを決めます。

要介護1~5

要支援1・2

6 判定が出たら

在宅でサービスを利用したいとき

サービスを使うには、ケアプランを作成し、利用するサービスを決定する必要があります。

在宅でサーヒ人ででいる。 担当ケアマネジャーをご自身で決める必要かめっちょ。 ①**居宅介護支援事業所(31、32**ページ)をご自身で選び



市外の居宅介護支援事業所を選ぶこともできます。

- ②居宅介護支援事業所と契約をします。
- ③ケアマネジャーと相談し、利用するサービスを決めます。

施設サービスを利用したいとき

施設 (30~33ページ) をご自身で選び、申し込みます。 市外の施設を選ぶこともできます。

ケアマネジャーとは

保健・医療・福祉の分野で5年以上の実務経 験があり、筆記試験に合格後、研修を終了した 人です。本人や家族の希望を聞きながら、介 護保険のサービス以外も含めて総合的な介護 サービスの利用計画づくりを行います。

事業対象者

ケアマネジャーは日常生活に密接に関わる 仕事であるため、相性も重要です。

お選びの際の疑問点については、居宅介護支 援事業所に直接ご連絡、または地域包括支援セ ンターにご相談ください。

ケアプラン(居宅サービス計画または介護予防サービス計画)は、ケアマネジャーだけではなく、 利用者自身やその家族が作成すること(セルフケアプラン)もできます。

7 サービスの利用

ケアプランに基づいたサービスを利用します。利用者ご自身がそれぞれのサービス提供事 業者と契約をします。▶事業所一覧は28~34ページへ

実際に会って確認しよう! ケアマネジャー選び



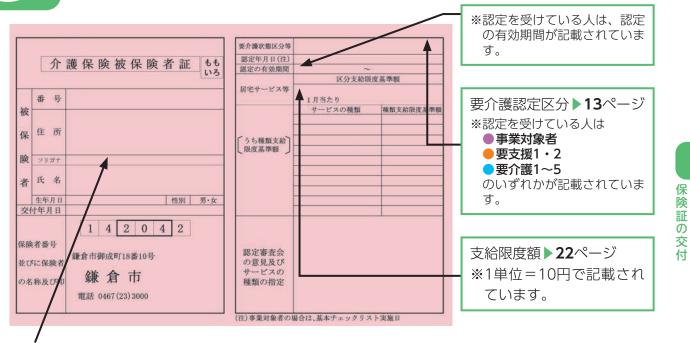


ケアマネジャーは、日常生活に密接に関わるため、相 性も重要です。

ケアマネジャーは居宅介護支援事業所に所属しており、 ご自身で選んでいただけます。各ケアマネジャーの空き 状況については右記二次元コードよりご確認ください。







●住所、氏名、生年月日などに誤りが ないかを確認しましょう。

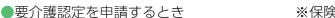
65歳になった人(第1号被保険者)には、鎌倉市からももいろ の保険証(介護保険被保険者証)を交付します。

※40歳から64歳の人(第2号被保険者)は、要介護認定の申請 をして認定された場合に、保険証が交付されます。



●介護サービスを利用するとき

保険証はこんなときに必要です



- ●介護サービス計画の作成を依頼するとき
- ※保険証の裏面の注意事項をよく読みましょう。
- ※病気やけがなどで医療機関を受診するときには、マイナ保険 証等を提示してください。

介護保険に加入しなくても良いの?

介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支え合う社会保険制度です。サー ビスを利用するしないにかかわらず、40歳以上のすべての人が加入しなければな りません。鎌倉市に住む外国人も、短期滞在の人などを除き、介護保険の加入者と なります。







3 0467-39-6901



〒248-0023 鎌倉市極楽寺4-11-11

MAP**Q**A-2

ービス・介護予防サ

介護サービス・介護予防サービス

※各サービス利用料には、基本報酬に変更がなければ現行のままになります。

※サービス費用のめやすは、鎌倉市内の事業所を利用した場合の金額です。受けたサービスにより金額が加算 される場合があります。

※利用者は、原則として、サービス費用の1~3割の額を負担します。

要介護1~5の人は、在宅サービスが利用できます



訪問を受けて利用する

訪問介護〈ホームヘルプ〉

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事・入浴・排泄などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援 助」を行います。通院などを目的とした、「乗降介助」も利用できます。

- ◆費用のめやす(1回につき)
- ●身体介護(30分以上1時間未満) ⇒ 4,276円
- ●生活援助(20分以上45分未満) ⇒ **1,977円**
- 通院のための乗車・降車の介助 ⇒ 1,071円
- ※早朝、夜間、深夜などは加算があります。

訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車が家庭を訪問し、介護士などによる入浴の介護を受けることができます。

◆費用のめやす(1回につき) ⇒ 13.989円

訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士・作業療法士などが家庭を訪問し、リハビリテーショ ンを行います。

◆費用のめやす(1回20分につき) ⇒ 3,335円

疾患等を抱えている人について、看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

- ◆費用のめやす(1回につき・30分未満)
- 訪問看護ステーションから⇒ 5,204円病院または診療所から⇒ 4,408円

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

◆費用のめやす(1回につき) ●医師または歯科医師による指導 ⇒ 5,150円(1か月に2回まで)

鎌倉市医師会訪問居宅支援センター 鎌倉市材木座3-5-35 MAP9図 D-3

住みなれたで自宅での療養生活をお手伝いします

鎌倉訪問看護ステーション☎0467-24-4877

鎌倉居宅介護支援事業所☎0467-24-4199

鎌倉ヘルパーステーション☎0467-24-8422



MAP 2図 B-4

鎌倉市口腔保健センター 20467-47-8119

~休日急患歯科診療・障害者歯科診療~

在宅歯科医療連携室 20467-38-8970

成人歯周病健診・妊婦健診 市から委託を受け成人・妊婦の歯周疾患予防に取り組んでいます 詳しくはホームページをご覧下さい http://www.kamasi.jp 鎌倉市歯科医師会事務局 TEL.0467-45-2755

〒247-0061 鎌倉市台2-8-1 台在宅福祉サービスセンター内

通所して利用する

通所介護〈デイサービス〉

通所介護施設に通って、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための支援を日帰りで受 けることができます。※小規模型の事業所は、「地域密着型通所介護」(19ページ)へ

◆費用のめやす (1回につき) ■通常規模型 (7時間以上8時間未満) ⇒ 7,027円~12,260円

※送迎を含む。入浴、機能訓練などについては、加算がある場合があります。

通所リハビリテーション〈デイケア〉

介護老人保健施設や医療機関などへ通って、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のための リハビリテーションを日帰りで受けることができます。

◆費用のめやす(1回につき) ●通常規模型(7時間以上8時間未満) ⇒ 8,252円~14,934円

短期入所する

短期入所生活/療養介護〈ショートステイ〉

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介護老人保健施設などに短期間入所(宿泊)して、食事・入 浴・排泄などの日常生活上の支援や機能訓練などのリハビリテーションを受けることができます。

◆費用のめやす (1回につき)

【短期入所生活介護】介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合 ⇒ 6,530円~9,573円 【短期入所療養介護】介護老人保健施設(多床室)の場合 ⇒ 8,864円~11,235円

要支援1・2の人は、介護予防サービスが利用できます

訪問を受けて利用する

介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車が家庭を訪問し、介護士などによる入浴の支援を受けることができます。

◆費用のめやす (1回につき) ⇒ **9.458円**

介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士・作業療法士などが家庭を訪問し、リハビリテーショ ンを行います。

◆費用のめやす(1回20分につき) ⇒ 3,227円

介護予防訪問看護

疾患等を抱えている人について、看護師などが家庭を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診 療の補助を行います。

◆費用のめやす(1回につき・30分未満)

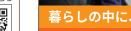
動問看護ステーションから ⇒ 4,983円●病院または診療所から ⇒ 4,221円

車いすの安心・安全 点検しませんか?



受付時間 9:00~18:00 営業時間 7:00~20:50

鎌倉市由比ガ浜 2-1-20 0120-33-8537 マップ(



暮らしの中に、趣味活動と機能訓練のお時間を

☎ 0467-42-5110



介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

◆費用のめやす(1回あたり) ●医師または歯科医師による指導 ⇒ 5,150円(1か月に2回まで)

通所して利用する

介護予防通所リハビリテーション〈デイケア〉

介護老人保健施設や医療機関などへ通って、共通的サービスとして日常生活上の支援やリハビリテーショ ンを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス(運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向 上)を日帰りで受けることができます。

◆費用のめやす(月単位の定額)※送迎、入浴を含む

要支援1 の場合 ⇒1か月あたり **24.562円** 要支援2 の場合 ⇒1か月あたり **45.789円**

短期入所する

介護予防短期入所生活/療養介護〈ショートステイ〉

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介護老人保健施設などに短期間入所(宿泊)して、介護予防 を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けることができます。

◆費用のめやす(1日につき)介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合

【介護予防短期入所生活介護】

要支援1 ⇒ 4,884円 · 要支援2 ⇒ 6,075円

【介護予防短期入所療養介護】

要支援1 ⇒ 6,546円 · 要支援2 ⇒ 8,266円

要介護1~5の人は、施設サービスが利用できます



介護老人福祉施設〈特別養護老人ホーム〉

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を受けます。

★原則として、**要介護3** 以上の人が利用可能(**要介護1・2** の人はやむを得ない事由が認められる場合のみ)。

施設に入所する

◆費用のめやす 1か月 (30日) あたり (従来型個室の場合) ⇒ 234,532円~279,068円

介護老人保健施設〈老人保健施設〉

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

◆費用のめやす 1か月 (30日) あたり(従来型個室の場合) ⇒ 229,726円~298,612円

介護医療院

急性期の治療を終え、長期の療養が必要な人を対象に医療と日常生活上の介護を一体的に行います。 (現在、鎌倉市に当該施設はありません。)

- ※<mark>要支援1・2</mark> の人は利用できません。※ほかに、居住費や食費などの介護保険以外の費用がかかります。
- ●特定施設入居者生活介護 ⇒ 有料老人ホーム・ケアハウス・養護老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

要介護1~5 の人のほか、介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホームやケアハウス・ 養護老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅は、<mark>要支援1・2</mark> の人も介護保険を利用して介護予防サービス を受けることができます。※内容や費用などは、それぞれの施設で異なりますので、よく確認してください。



社会福祉法人湘南愛心会 介護老人保健施設 ◆長期入所・短期入所療養介護

◆通所リハビリテーション

お気軽にご相談ください TEL: 0467-42-1717

- ■鎌倉市上町屋750 【電車】JR大船駅→湘南モノレール「湘南町屋駅」より徒歩2分 【バス】JR大船駅東口バスターミナル③④番乗り場より乗車「老健かまくら」バス停下車すく
- ■FAX:0467-42-1718
- ■E-mail:soumu-roukama@tokushukai.jp URL:http://www.s-aishinkai.ip/

₽ あり

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支援

定期巡回•随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の定 期巡回訪問と随時の対応を行います。

認知症对応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症の高齢者を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や宿泊のサービスを組み合わせて提供します。

看護小規模多機能型居宅介護

上欄の小規模多機能型居宅介護と、訪問看護のサービスを合わせて提供します。

認知症対応型共同生活介護〈グループホーム〉(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症の高齢者が、専門のスタッフの介護を受けながら共同生活する住居です。

※介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援2の人のみが利用できます。

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居した人のための介護サービスです。

地域密着型通所介護

定員が19人未満の小規模な通所介護です。

※オレンジ色の()内は、要支援1・2の人 (13・14ページ) が利用できるサービスの名称です。 ※原則として、鎌倉市以外の市区町村のサービスを利用することはできません。

▶ 日常生活を支えます

生活環境を整える

福祉用具貸与(レンタル)

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある人は、自宅で生活しやすくする福祉用具を借りること(レンタ ル)ができます。利用者は、レンタル料の1~3割を負担します。

【レンタルできる福祉用具】特殊寝台(介護用ベッド)、車いす、床ずれ防止用具、歩行器、歩行補助杖など **※ 要支援1・2 、 要介護1 の認定を受けた人は、原則として、特殊寝台や車いすなどをレンタルするこ** とができません。詳しくは地域包括支援センターやケアマネジャーにご相談ください。

福祉用具購入

心身の機能が低下した人が、自宅で入浴や排泄などに用いる用具を購入した場合、保険給付の対象となります。 ※要介護度にかかわらず、1年間(4月から翌年3月)に10万円を限度とし、購入費の9~7割を支給します。 ※購入費の支給には、市への申請が必要となります。

【購入できる福祉用具】ポータブルトイレ、浴槽手すりなど

※ケアマネジャーなどが購入の必要性を認めたもので、県の指定を受けた特定福祉用具販売業者から購入し たものが対象になります。



♣₩○NAN 医療法人 湘 和 会

鎌倉市笛田2-2-60 TEL 0467-32-3456 【MAP10図D-4】

呼吸器内科·脳神経外科·消化器内科·腫瘍内科·皮膚科·泌尿器科 放射線科・麻酔科(渡邊裕生、野口さくら)・リハビリテーション科

- 市民健診● 人間ドック● 企業健診● 各種健康診断● 引がんカウンセリング● 引がん自費健診● 訪問診療● 訪問リハビリ● 訪問看護

湘南記念 小坪クリニック TEL 0467-60-0321

●訪問診療●訪問リハビリ

レンタルもしくは購入できる福祉用具(令和6年4月より)

スロープ、歩行器、歩行補助杖

※身体状況、利用時間等に応じて選択することができます。詳しくは地域包括支援センターやケアマネ ジャーにご相談ください。

住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修を行った場合、保険給付の対象となります。

- ※要介護度にかかわらず、原則一生涯で20万円を限度とし、改修費の9~7割を支給します。回数を分けて 利用することも可能です。
- ※改修を行うには、市への事前申請が必要となりますので、改修前に地域包括支援センターやケアマネ ジャーに相談してください。
- ※住宅改修費の支給には、改修後に市への申請が必要となります。

【償還払いと受領委任払い】

改修費用のうち介護保険の支給対象額のすべてを一時的に利用者が負担し、その後、市に申請することに より、費用の9~7割を利用者に支給する方法(償還払い)と、市からの住宅改修費(費用の9~7割)を事 業者が利用者に代わり受領し、利用者は支給対象額の1~3割を事業者に支払う方法(受領委任払い)があ ります。

受領委任払いは市に登録した事業者でないと利用することができませんので、どちらの方法になるかは改 修事業者に相談してください。

改修の内容

手すりの取付け、段差の解消、洋式便器への取替えなど

※福祉用具(貸与・販売)の品目や価格は取り扱い業者により様々なので、カタログで比べてみることをおすすめし ます。また、住宅改修の部品代や取り付け工事費は業者により差があるため、複数の見積もりを取ると良いでしょう。

介護予防•日常生活支援総合事業



介護予防・日常生活支援総合事業(略称:総合事業)は、鎌倉市では平成29年4月から実施している事業で、 高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を送るために、市が中心となって地域の支え合いの体制 づくりを進める事業です。総合事業のサービス内容は、次のとおりです。

-般介護予防事業

■問い合わせ先 市民健康課保健活動担当兼介護保険課 ☎61-3977

- ●利用できる人 概ね65歳以上のすべての人
- ●サービス内容 ▶かまくらシニア健康大学
 - ▶鎌倉市シニアのための介護予防教室
 - ▶認知症について知ろう!認知症サポーター養成講座





※詳細については、**9**ページ「講座・教室に通ってみる!!」をご参照ください。 ※利用料は無料です。



☆ 介護予防・生活支援サービス事業

●利用できる人

- ① 要支援1・2 の認定を受けている人
- ② 基本チェックリストで 事業対象者 と判定された人 (65歳以上のみ)
- ③ 介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方で、要介護1~5 となった後も本人が利用を希望し、 市が必要と判断した方

サービス内容

【訪問型サービス〇】

ホームヘルパーが家庭を訪問し、利用者と協働して身体の介護・家事の援助等を行います。

- ◆サービス費用などのめやす
- ●週1回程度の利用 (要支援1 ・ 事業対象者) ⇒ 1 か月あたり 12,994円
- ●週2回程度の利用 (要支援2) ⇒ 1 か月あたり **25,956円**
- ●週2回程度を超える利用 (要支援2) ⇒ 1 か月あたり **41,183円**
- ※上記めやすを超えるサービスを利用する場合については 地域包括支援センターの担当者または担当ケアマネジャーに相談してください。

【訪問型サービスA】

ホームヘルパー等が家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助を行います。

- ◆サービス費用などのめやす
 - ●週1回程度の利用 (要支援1 · 事業対象者) ⇒ 1 か月あたり 11.690円
 - ●週2回程度の利用 (要支援2) ⇒ 1 か月あたり **23,359円**
 - ●週2回程度を超える利用 (要支援2) ⇒ 1 か月あたり **37.061円**
- ※上記めやすを超えるサービスを利用する場合については 地域包括支援センターの担当者または担当ケアマネジャーに相談してください。

【訪問型サービスB】

住民ボランティアが自主活動として生活援助を行います。

(例:買い物代行、家事支援など)

◆サービス費用は実施主体により異なります。

【通所型サービス〇】

デイサービス施設で、入浴・食事などの日常生活上の支援を受けたり、生活機能の維持向上のた めの訓練を受けたりします。

- |◆サービス費用などのめやす(月単位の定額) ※送迎、入浴を含む
- 事業対象者 · 要支援1 の場合 ⇒ 1か月あたり 19.202円
- 要支援2 の場合

⇒ 1か月あたり 38,672円

【通所型サービスB】

住民ボランティアが主体となり、体操、運動等の活動など、自主的な通いの場を提供します。

●サービス費用(参加費等)は実施主体により異なります。

※サービス費用などのめやすは、鎌倉市内の事業所を利用した場合の金額です。

受けたサービスにより金額が加算される場合があります。

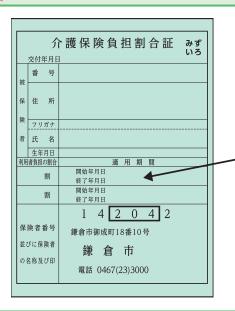
※利用者は、原則として、サービス費用の1~3割の額を負担します。

サービスの利用者負担は

介護保険サービス($\frac{1}{2}$)は、かかった費用の $\frac{1}{2}$ を利用者が負担します。(第2号被保険者は、所得にかかわらず 1 割負担となります。)

- ※対象のサービス
- ●介護サービス・介護予防サービス (**16~20**ページのサービス)
- ●総合事業サービスのうち、訪問型サービスO・訪問型サービスA・通所型サービスO(21ページのサービス)

💸 利用者負担の確認方法



要介護認定を受けている人または基本チェックリストで「事業対象者」と 判定された人には、負担割合証を交付 します。証に記載してある負担割合を 確認してください。

●有効期間

1年間(8月1日~翌年7月31日)

※毎年新しい証をお送りします。
※サービスを利用する際は、ケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。



2割負担となる人

65歳以上の第1号被保険者で、合計所得金額等が160万円以上220万円未満の人が2割負担となります。(生活保護受給者、市区町村民税非課税者を除く。)

※ただし、世帯の65歳以上(第1号被保険者)の人の「年金収入+その他の合計所得金額等」の合計が、単身で280万円未満、2人以上の世帯で346万円未満の場合は、**1割負担**となります。

3割負担となる人

65歳以上の第1号被保険者で、合計所得金額等が220万円以上の人が3割負担となります。

※ただし、世帯の65歳以上(第1号被保険者)の人の「年金収入+その他の合計所得金額等」の合計が単身で340万円未満、2人以上の世帯で463万円未満の場合は2割負担となります。

☆介護保険の支給限度額

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区分ごとに上限額(支給限度額)が決められています。 ※このうち1~3割が利用者負担です。

要介護状態区分	1か月の支給限度額
事業対象者	50,320円

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

☆ 障害者控除対象者認定書の発行

■問い合わせ先 高齢者いきいき課 ☎61-3930

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちでない人が、所得税・住民税に関する「障害者控除」 を受ける場合に必要な認定書です。

●認定の対象となる可能性のある人(認定書は審査のうえ発行します)

要介護1~5の認定があり、次の①・②のどちらかに該当する人

●65歳以上の寝たきり状態等で身体障害者に準じる人※介護認定のない人は、医師の証明書(料金は申請者負担です)が必要です。

●申請受付

現年分は12月1日以降、受け付けます。当年以前分の申請については、事前にお問い合わせください。 ※申請者が認定対象者と同居の親族ではない場合、関係の分かる書類等が必要となる場合があります。

☆高額介護サービス費の支給

1か月に利用したサービスの利用者負担の合計が一定額を超えたときは、市へ申請することにより、超えた分を高額介護サービス費として支給します。

※該当する人には、市から「**高額介護サービス費支給申請書**」をお送りします。

	利用者負担段階区分	利用者負担上限額(月額)
	年収約1,160万円以上(課税所得約690万円以上)	140,100円(世帯)
市区町村 民税課税 世帯の人	年収約770万円以上約1,160万円未満 (課税所得約380万円以上約690万円未満)	93,000円(世帯)
	上記に該当しない場合	44,400円(世帯)
世帯の全員	砂では、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、	24,600円 (世帯)
	●老齢福祉年金受給者●課税年金収入金額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万9千円以下の人	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護の)受給者等	15,000円(個人)

💸 利用者負担軽減(社会福祉法人等による利用者負担軽減)

一定の要件を満たす人(低所得者及び生活保護受給者)が、社会福祉法人が提供する介護保険サービスを受けた場合に利用料が軽減される制度です。

☆ 高額医療合算介護サービス費の支給

介護保険と医療保険を利用したときの自己負担の合計が年間(8月から翌年7月まで)で一定額を超えたときは、申請により超えた分が高額医療合算介護サービス費として払い戻されます。

🎥 高齢障害者の利用者負担軽減

■問い合わせ先 障害福祉課 ☎61-3974

昭和21年10月2日以降の生まれで、60歳から65歳になるまでの5年間、特定の障害福祉サービス(※1)を利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した介護保険サービス(※2)の利用者負担が償還されます。

- (※1) 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所
- (※2) 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれません。)



■問い合わせ先 介護保険課 ☎61-3950

施設サービス(※1)やショートステイ(※2)を利用する場合の食費・居住費(滞在費)は、利用者の負 担となりますが、所得の低い人には負担が軽減される制度があります。

負担の軽減を受けるには、市に申請し「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、施設等に提示する必要 があります。

- (※1) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設
- (※2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護

介護保険負担限度額認定証の交付対象者(①②いずれも当てはまる方)

- ①本人・配偶者・同一世帯の人が全員市区町村民税非課税である方
- ②下記、表を参照し、第1段階から第3段階②のうち、いずれか当てはまる方

利用者負担段階と負担限度額(1日あたり)

				居住費(滞在費)					食 費		
利用者負担		区分		多床室		従来型個室		ユニット	ユニット	+/-=/\	ショート
	之下 没階	E //		特養等	老健• 医療院等	特養等	老健• 医療院等	型 個室的 多床室	型 個室	施設 入所者	ステイ 利用者
	第 1 段 階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	本人の資産※3 1,000万円 以下 夫婦 2,000万円 以下	0円	0円	380円	550円	550円	880円	300円	300円
記して記り、大人	第 2 段階	日本領寺※1、課代中 金収入及び非課税年金	本人の資産※3 650万円 以下 夫婦 1,650万円 以下	430円	430円	480円	550円	550円	880円	390円	600円
部分割の文件対象者段階	第3段階①	伊並組寺※1、課代中 金収入及び非課税年金 収入額の合計が80万	本人の資産※3 550万円 以下 夫婦 1,550万円 以下	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	650円	1,000円
	第 3 段階 2	得金額等※1、課税年 金収入及び非課税年金 収入額の合計が120万	本人の資産※3 500万円 以下 夫婦 1,500万円 以下	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円
	基準費用額		915円	437円 ※2	1,231円	1,728円	1,728円	2,066円	1,445円	1,445円	

- (注) 第2号被保険者は、上記にかかわらず本人資産1,000万円以下(夫婦の場合、2,000万円以下)。
- (注) 負担限度額認定の対象でない方のご負担いただく額は、利用者と施設の契約により決められます。
- ※1 合計所得金額から、長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額
- ※2 令和7年8月より、室料を徴収する場合は697円になります。
- ※3 現金・預貯金・有価証券等の合計額



介護保険情報





65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料



KAMAKURA

- ●保険料は、前年の所得に基づいた所得段階別の保険料になります。
- ●65歳以上の人の保険料については、令和6年度から8年度までの3年間に提供される介護サービスの費用及 び地域支援事業にかかる費用の見込みに基づき、保険給付等に要する費用の23%の額をもとに、鎌倉市に お住まいの65歳以上の人数から算出した額を基準額として決定しました。
- ●鎌倉市では、低所得者の人に過重な負担とならないように16段階制を採用しています。65歳以上の人の保 険料は市町村ごとに異なります。

🚰 令和6~8年度(2024~2026年度)の介護保険料

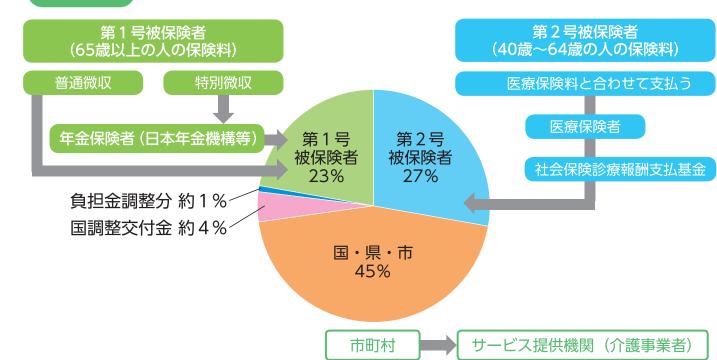
基準額は第5段階で月額5,500円、年額66,000円

				令和6~8年度(2024~2026年度)					
		所得の状況	段階	基準額 割合	年額	【参考】 月額(※3)			
は非	課税世帯で本	非課税世帯の老齢福祉年金受給者、また 人の前年の課税年金収入+年金所得以外 (※1)が80万9千円以下	第1段階	0.24 (※2) 15,840円		1,320円			
本	世帯全員が 市民税	本人の前年の課税年金収入+年金所得以外の 合計所得金額等が80万9千円超120万円以下	第2段階	0.37 (%2)	24,420円	2,035円			
人が市民	非課税	本人の前年の課税年金収入+年金所得以外の 合計所得金額等が120万円超	第3段階	0.6 (※2)	39,600円	3,300円			
民税非課	同じ世帯に 市民税 課税者 がいる	本人の前年の課税年金収入+年金所得以外の 合計所得金額等が80万9千円以下	第4段階	0.84	55,440円	4,620円			
税		本人の前年の課税年金収入+年金所得以外の 合計所得金額等が80万9千円超	第5段階	1.00	66,000円	5,500円			
	本人の前年の	第6段階	1.10	72,600円	6,050円				
	本人の前年の	合計所得金額等が120万円~160万円未満	第7段階	1.20	79,200円	6,600円			
	本人の前年の	合計所得金額等が160万円~210万円未満	第8段階	1.30	85,800円	7,150円			
本	本人の前年の	第9段階	1.50	99,000円	8,250円				
人が	本人の前年の	第10段階	1.70	112,200円	9,350円				
市民	本人の前年の	第11段階	1.80	118,800円	9,900円				
市民税課	本人の前年の	第12段階	1.90	125,400円	10,450円				
税	本人の前年のお	第13段階	2.20	145,200円	12,100円				
	本人の前年の台	合計所得金額等が1,000万円~1,500万円未満	第14段階	2.50	165,000円	13,750円			
	本人の前年の台	合計所得金額等が1,500万円~2,500万円未満	第15段階	2.80	184,800円	15,400円			
	本人の前年の	合計所得金額等が2,500万円以上	第16段階	3.00	198,000円	16,500円			

※1 長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額。第1~5段階については、その他の合計所得金額等に給与所得 が含まれる場合は(所得金額調整控除適用の場合はその額を加えた金額から)10万円を控除。 ※2 公費による保険料減額後の 割合及び金額。 ※3 月額は年額を12で割った数(1円未満切り上げ)であり、実際の納付額とは異なる場合があります。



保険料の流れ



- ●円グラフは、鎌倉市における介護サービスの給付に必要な事業費の財源構成です。65歳以上の人の保険料 は、市町村ごとに異なります。
- ●65歳以上の人の保険料は、介護保険事業計画期間(第9期 令和6~8年度)の3年分の総事業費を推計し決 定します。もし実際の総事業費が推計より少なければ、余った保険料を積み立て、次の計画期間に繰越し、 その期間の保険料の増額を抑えるために充当します。逆に足りなければ、県に設置された基金から借り入れ を行い、借り入れ額は次の計画期間の保険料に上乗せ徴収し、基金に返済していきます。

介護保険料を納めないでいると

1年以上滞納すると…

費用の全額を利用者が負担 し、申請により後で保険負 担分 (9~7割) が支払われ ます。

1年6か月以上滞納すると…

保険給付の一部または全部 が一時的に差し止めとなり、 滞納保険料に充てられます。

2年以上滞納すると…

滞納期間に応じて利用者負担 が3割(※1)に引き上げられ たり、高額介護サービス費等 が受けられなくなります。

** **

※1 特に所得の高い人は滞納期間に応じ利用者負担が4割となります。



🎥 介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は、老齢(退職)年金等の受給額によって、「特別徴収」(年金からの天引き) と、「普通徴収」(納付書または口座振替による納付)に分けられ、個別に納めます。

老齢(退職)年金等が…

年額18万円 (15.000円/月) 以上の人

特別徴収 ⇒ 年金からの天引きです。

- ●保険料の年額を6回に分けて、年金から徴収さ れます。
- ●原則として4月・6月・8月は、前年度の2月と 同じ金額で納めます(仮徴収)。10月・12月・ 2月は、6月に確定する前年所得をもとに年間 の保険料額を算出し、そこから4月・6月・8 月の納付済み保険料を除いて調整された額を、 10月・12月・2月に振り分けて納めます。
- ※対象となる年金は、老輪(退職)年金・遺族年 金・障害年金です。老齢福祉年金は対象になり ません。

年額18万円 (15,000円/月) 未満の人

普通徴収 ⇒ 納付書で個別に納めます。

- ●保険料の年額を6回に分けて納めます。
- ●市から納付書を送付しますので、市役所・金融 機関・郵便局・コンビニエンスストアまたは モバイル決済(キャッシュレス)で納めてくだ さい。(40ページ参照)
- ※年金を受給していない方、老齢福祉年金のみ受 給している方も含みます。
- ※納付可能なコンビニエンスストア等は、納付書 に記載されていますのでご確認ください。
- ※口座振替は、市指定の金融機関、または市役所 本庁舎・各支所でお申し込みできます。手続に 必要なものがありますので、詳しくは市窓口へ お問い合わせください。
- ●保険料の納期 ※原則各月の月末が納期限になります。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
特別徴収	4月	6月	8月	10月	12月	2月
普通徴収	5月	7月	9月	11月	1月	3月

☆保険料の減免について

火災、風水害などの災害を受けたときや、生活が困窮していて収入等(家族の収入も含みます)が一定の基 準以下の人は、介護保険料の減免を受けられることがあります。減免について相談のある人は、介護保険課ま でご相談ください。

40歳から64歳までの人(第2号被保険者)の保険料

加入している医療保険者(健康保険)で決定し、医療保険料に合算して払います。

- ▶保険料の額は、加入している医療保険者にお問い合わせください。
- ▶被扶養者の保険料額の扱いについても、医療保険者にお問い合わせください。

鎌倉市の国民健康保険に加入している場合

■問い合わせ先 保険年金課 ☎61-3954

** ** **

- ●国民健康保険料に合算して納付することになります。
- ●40歳から64歳までの国民健康保険加入者がいる世帯は、従来の国民健康保険料と同様に介護納付金分とし て世帯にかかる平等割、40歳から64歳までの人数に対する均等割、その人の前年中の所得に対する所得割 が加算されます。